

2019 年 5 月 10 日

所定疾患施設療養費算定状況一覧

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適用対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定条件】

1. 所定疾患療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められない。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりである。
 - イ) 肺炎
 - ロ) 尿路感染症
 - ハ) 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
4. 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておく。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。

【2018 年度 所定疾患施設療養費 算定人数及び日数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	合計
人数	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5
日数	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	21

医療法人社団 藤友五幸会
介護老人保健施設 おおふじ五幸ホーム
施設長 金丸 英彦